

# 海老名市教育委員会

(平成28年 10月 臨時会議事日程)

日時 平成28年10月11日(火)

午後3時30分

場所 海老名市役所503会議室

日程第 1 議案第 18 号 平成28年度末県費負担教職員人事異動方針について



議案第18号

平成28年度末県費負担教職員人事異動方針について

別紙のとおり、平成28年度末県費負担教職員人事異動方針について、議決を求める。

平成28年10月11日提出

海老名市教育委員会  
教育長 伊藤文康

提案理由

平成28年度末県費負担教職員の人事異動にあたり、その方針を定めたいため



平成28年度末 県費負担教職員人事異動について

海老名市教育委員会

I 人事異動方針

<神奈川県方針>

- 1 適材を適所に配置すること。
- 2 教職員の編成を刷新強化すること。
- 3 全県的視野に立って、広く人事の交流を行うこと。

<海老名市方針>

- 1 学校の適正な運営を確保し、教育効果の向上を図るため、性別、年齢、経験、同一校勤務年数等からみて、各校の教職員構成の均衡が保たれるよう努める。
- 2 同一校勤務年数8～10年の者を異動対象として、学校長の本人に対する指導助言をもとに適正な配置を行う。
- 3 新規採用者については、初任校勤務年数5年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 小・中一貫教育による教育効果の向上を図るため、校種間の異動を積極的に行うものとする。
- 5 教職員の増減等地域の実情を考慮し、他市との交流に努める。

## II 実施上の留意事項

- 1 原則として、同一校勤務3年以内の者は、異動の対象としない。但し、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、3年以内であっても適正配置の立場から異動の対象とする。
- 2 総括教諭については、各学校への配置数の適正化の観点から、本市人事方針「2」に限らず適性配置を行う。
- 3 本市人事方針「3」は、採用校と同一校で臨時的任用教員年数が2年以上の場合は、初任校勤務年数3年を経過した時点で異動対象とする。採用校と同一校での臨時的任用教員年数が1年の場合は、初任校勤務年数4年を経過した時点で異動対象とする。
- 4 休職中、産休中、育児休業中、妊娠中の者及びその予定者は、異動の対象としない。
- 5 特別支援学級担当者については、学校長の指導助言をもとに適正配置を行う。
- 6 中学校においては、特に免許教科を十分考慮し、許可教科担任の解消を図る。
- 7 小学校、中学校から県立学校（高等学校、特別支援学校）への異動については、神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱によるものとする。特に特別支援学校との人事交流は計画的に実施する。
- 8 県外受験者の把握とその結果と動向については、十分注意する。
- 9 市内配置換、特別支援学級の担当希望についても、県外、管内外、県立学校への異動手続と併せて行う。
- 10 勸奨退職・再任用については、十分に趣旨の周知を図り、手続を行う。
- 11 その他の事項については、神奈川県教育委員会が定めた県費負担教職員等人事異動要綱に準拠して行う。

## 神奈川県公立学校教員の校種間交流要綱（1市4教）

平成26年4月1日最終改正

### （趣旨）

神奈川県公立学校教職員の人事異動にあたっては、学校の適正な運営を確保するため、適材適所の配置、教職員構成への配慮、全県的視野に立った人事交流を基本方針に教員の適正配置に努めているところである。

しかし、支援教育の充実、高校入学者選抜制度の改善による中・高連携の一層の強化、また、教職員年齢構成の平準化に向けた地域間、校種間の教員配置の適正化等、各校種それぞれの課題を抱えている。

人事異動においては、より一層、全県的視野に立ち、校種間交流を積極的に行うことにより、これらの課題に対処するため、以下のとおり要綱を定める。

### 1 目的

#### (1) 人材の育成・活用

各校種においては、様々な課題を抱えており、多様な経験を持った人材が求められている。このため、校種間交流を積極的に行うことにより人材の育成・活用を図る。

#### (2) 支援教育の充実

小・中学校における特別支援学級のみならず、小・中・高等学校の通常の学級においても支援教育を実践している人材が求められている。

このため、小・中・高等学校と特別支援学校との相互交流を積極的に進め、支援教育の充実を図る。

#### (3) 小・中・高連携の強化

小学校と中学校の人事交流により、小・中一貫性を持った教育を実施し、教育効果の向上を図る。

また、中学校と高等学校間においても、高等学校の入学選抜制度の改善により、中学校では、生徒の個性を生かし学校選択ができるよう、より適切な進路指導が求められることとなる。このため、中学校と高等学校の人事交流を積極的に進め、教科指導、生徒指導における中・高連携の一層の強化を図る。

#### (4) 地域間、校種間における教員配置の適正化

教職員年齢構成の不均衡等、地域間、校種間の実情に応じた教員の適正配置を図るため各校種間の交流を促進する。

### 2 校種間交流の範囲

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の各校種相互間で行う。

### 3 校種間交流の対象者

「県費負担教職員等人事異動要綱」、「県立高等学校人事異動要綱」及び「県立特別支援学校人事異動要綱」に定める異動対象者とする。

### 4 期間等

他校種へ異動し3年を経過した者は、本要綱に基づき校種を異にする異動を希望することができる。

### 5 服務

他校種へ異動した者の服務等は、異動先の教員に適用される条例及び規程等を適用するものとする。

### 6 その他

(1) 校種間交流については従来からも実施していたが、今後は、この要綱に基づき実施するものとする。

(2) この要綱は平成7年4月1日付け異動者から適用する。

(3) この要綱は平成20年4月1日付け異動者から適用する。

(4) この要綱は平成23年4月1日付け異動者から適用する。

(5) この要綱は平成26年4月1日付け異動者から適用する。

(6) この要綱は平成27年4月1日付け異動者から適用する。



## 県費負担教職員等人事異動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神奈川県内の県費負担教職員等(幼稚園を除く)の人事異動について必要な事項を定めるものとする。

(人事異動の対象教職員)

第2条 この要綱の対象となる教職員は、四教育事務所(以下「事務所」という。)管内の教職員及び横須賀市教育委員会(以下「横須賀市教委」という。)が所管する教職員とする。

(人事異動の時期)

第3条 人事異動の時期は、採用、昇任及び配置換えについては原則として4月1日、退職については原則月末とする。

(教育事務所等を異にする異動)

第4条 横須賀市教委の所管及び事務所の管内を異にして行われる教職員の異動(県立学校、県教育委員会事務局等に関係ある場合を含む。)については、人事調整会議において調整を行う。

(校種を異にする異動等)

第5条 異動は、小・中一貫教育、中・高連携の一層の強化、支援教育の充実等による教育効果の向上を図るため、校種を異にする異動について積極的に行うものとする。

また、教職員の増減、年齢、構成等地域の実情を考慮するとともに、人事の活性化、人材の育成に資するために、同一市町村内にとどまることなく、他市町村との異動にも特に努めるものとする。

(人事異動の考え方)

第6条 異動に際しては、性別、年齢、資格、勤続年数等からみて、学校ごとの教職員構成の均衡が保たれるよう配慮するものとする。

また、異動に際しては、教育効果を高めるため、原則として、同一校勤続3年以内の者は、異動の対象としないものとする。ただし、校種を異にする異動については、行政上特に必要な場合に限り、3年以内であっても、適正配置の立場から異動を行うことができるものとする。

さらに、同一校に多年勤務する者については、その能力と適性を考慮して、積極的に異動を行うものとする。この場合、原則として、同一校勤続10年を限度として異動の対象とするものとする。

また、横須賀市教委の所管及び事務所の管内を異にして行われる異動の対象となる教職員は、勤続年数3年を超え、かつ、原則として、任用を希望する年度において50歳以下の年齢である者とする。

さらに、中学校においては、特に免許教科を十分考慮するよう努力するものとする。

なお、市町村立学校と県立学校との異動については、別に定める。

(服務等)

第7条 人事異動者の服務等は、異動先の教員に適用される条例及び規定等を適用するものとする。

(他に異動条件が定められている場合)

第8条 他の要綱等において異動条件等を定めている場合は、そちらを優先する。

(その他)

第9条 この要綱に規定するもののほか、任免その他人事に関する取扱い及び手続等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 「県費負担教職員人事異動実施要領」(平成20年10月1日最終改正)は、平成22年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

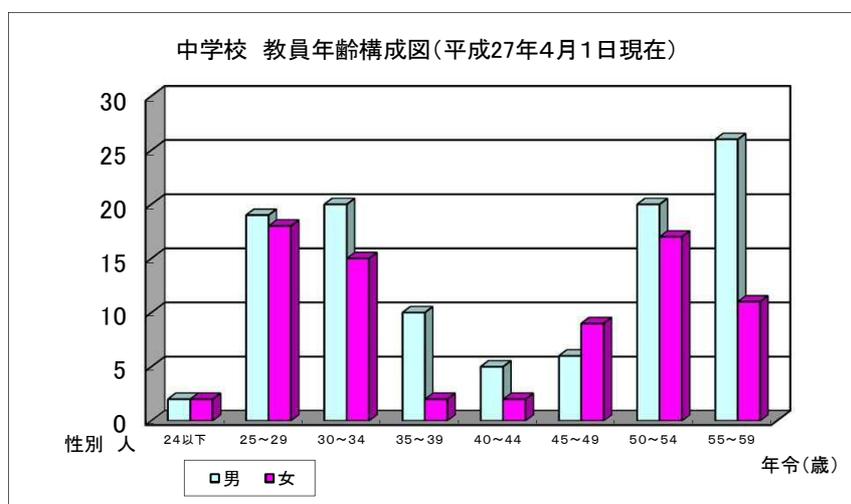
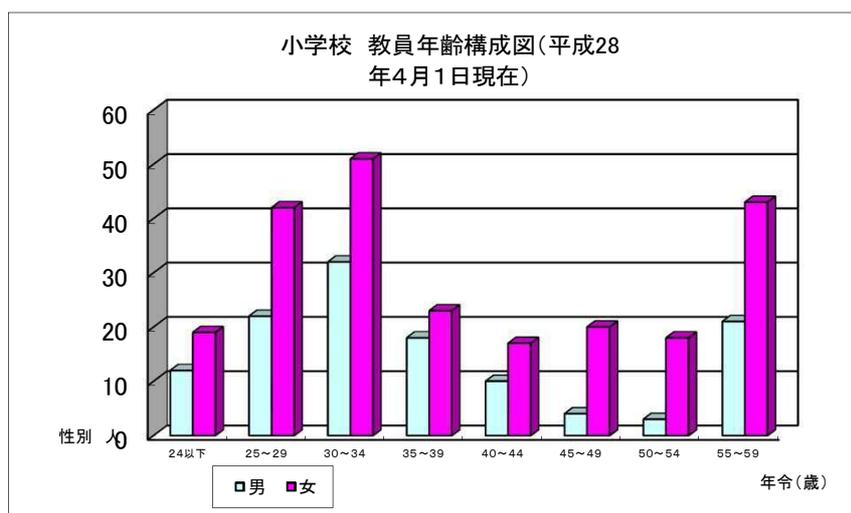
# 平成 28 年度教職員人事概要

## 1. 教職員年齢別構成表(行政職も含む本務者)

(平成28年4月1日現在)

年 齢		24以下	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	計	男女比
小学校	男	12	22	32	18	10	4	3	21	122	34.4
	女	19	42	51	23	17	20	18	43	233	65.6
	計	31	64	83	41	27	24	21	64	355	100%
	構成比	8.7	18.0	23.4	11.5	7.6	6.8	5.9	18.0	100%	

年 齢		24以下	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50～54	55～59	計	男女比
中学校	男	2	19	20	10	5	6	20	26	108	58.7
	女	2	18	15	2	2	9	17	11	76	41.3
	計	4	37	35	12	7	15	37	37	184	100%
	構成比	2.2	20.1	19.0	6.5	3.8	8.2	20.1	20.1	100%	



## 2. 児童・生徒数、学級数、教職員数

(小学校)

13校	児童数			学級数(標準学級)			教員定数			規定数			規定外		
	普通学級	特支学級	合計	普通学級	特支学級	合計	規定分	規定外	欠員	養護	事務	栄養	養	事	栄
27年度	7,288	103	7,391	226	31	257	296	47	36	14	14	4	0	0	0
28年度	7,166	130	7,296	223	35	258	297	54	37	14	14	3	0	0	0
増減	-122	27	-95	-3	4	1	1	7	1	0	0	-1	0	0	0

(中学校)

6校	生徒数			学級数(標準学級)			教員定数			規定数			規定外		
	普通学級	特支学級	合計	普通学級	特支学級	合計	規定分	規定外	欠員	養護	事務	栄養	養	事	栄
27年度	3,546	57	3,603	97	15	112	163	30	33	6	7	0	0	0	0
28年度	3,527	43	3,570	98	13	111	162	29	25	6	7	0	0	0	0
増減	-19	-14	-33	1	-2	-1	-1	-1	-8	0	0	0	0	0	0

※27年度は5月1日現在 28年度は7月1日現在

※教員定数は教頭・教諭(養護教諭を除く)

## 3. 同一校勤務年数別異動状況

(平成28年5月1日現在)

(小学校)

在校年数	7年以下	8年～9年	10年以上	8年以上の配置換 成立割合
市内配置換	配置換者数	配置換者数 / 対象者数	配置換者数 / 対象者数	
21年度末異動	14	10 / 19	2 / 2	57.1%
22年度末異動	25	12 / 18	0 / 0	66.7%
23年度末異動	13	17 / 20	0 / 0	85.0%
24年度末異動	14	15 / 20	0 / 0	75.0%
25年度末異動	14	21 / 30	0 / 0	70.0%
26年度末異動	24	11 / 21	0 / 1	50.0%
27年度末異動	21	5 / 16	0 / 1	29.4%

※新採用者:5年不成立理由～学校事情5人

(中学校)

在校年数	7年以下	8年～9年	10年以上	8年以上の配置換 成立割合
市内配置換	配置換者数	配置換者数 / 対象者数	配置換者数 / 対象者数	
21年度末異動	11	6 / 16	5 / 5	52.4%
22年度末異動	6	5 / 12	2 / 3	46.7%
23年度末異動	9	9 / 15	0 / 1	56.3%
24年度末異動	2	9 / 12	0 / 2	64.3%
25年度末異動	1	11 / 16	1 / 2	66.7%
26年度末異動	14	5 / 11	1 / 2	46.2%
27年度末異動	5	7 / 14	0 / 3	41.2%

※新採用者異動:5年不成立理由～学校事情10人

### ・新採用教員数推移

年度	S55～H10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
小学校	156	1	2	12	9	13	18	18	20	20	20	20	26	24	16	14	19	19	32
中学校	148	0	0	0	0	0	4	4	5	7	9	9	7	10	8	8	8	12	13